ニセコ町学習交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）

　ニセコ町学習交流センター設置条例（平成１５年３月２０日条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１３条を第１４条とし、次の１条を加える。

（図書館協議会）

第１３条　図書館法第１４条第１項の規定に基づき、交流センターに図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、６人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

３　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　その他協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

　（施行期日）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案理由

　図書館法第１４条第１項の規定により、ニセコ町学習交流センターに図書館協議会を設置するにあたり、図書館法第１６条の規定に基づき条例で規定するものです。